

別表

事業の区分		助成の内容	
		助成対象経費	助成額
1. 人材育成 研修事業	①研修派遣 事業	①交通費(往復の航空賃、鉄道賃、車賃、 船賃) ②宿泊費 ③研修経費(受講料、教材の購入費)	①町長が認める助成対象経費の額の 3分の2以内とする。但し、国内の 場合は個人5万円、団体50万円、 国外の場合は個人25万円、団体1 00万円を上限とする。
	②講師等招 へい事業	①招へいする講師等の謝金 ②招へいする講師等の交通費(往復の 航空賃、鉄道賃、車賃、船賃) ③招へいする講師等の宿泊費	①町長が認める助成対象経費の額の 3分の2以内とする。 ②招へいする講師等が複数ある場合 は、その必要性を十分勘案した上 で、当該講師等の旅費については、 3名分を上限とする。
2. 地域活性 化交流促 進事業	①人材派遣 事業	①交通費(往復の航空賃、鉄道賃、車賃、 船賃) ②宿泊費 ③交流会等参加費 ④その他諸経費(パスポート申請経費)	①町長が認める助成対象経費の額の 2分の1以内とする。但し、国内の 場合は個人5万円、団体50万円、 国外の場合は個人25万円、団体1 00万円を上限とする。
	②人材招へ い事業	①招へいする人材の交通費(往復の航 空賃、鉄道賃、車賃、船賃) ②招へいする人材の宿泊費	①町長が認める助成対象経費の額の 2分の1以内とする。

注) 研修経費の算出基準は次による。

(1) 交通費…実費(町職員等の旅費に関する条例の規定に準ずる)

車借上料はやむを得ず必要な場合のみ算入する。

(2) 宿泊料…実費(町職員等の旅費に関する条例の規定を上限とする)

(3) その他の経費

・入場料、受講料…研修目的に関するもののみ算入する。

・謝礼、謝金…必要最小限の額について算入する。